

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

ただし、本委託業務は、大分県議会令和5年第1回定例会における令和5年度一般会計当初予算の成立を条件とした入札であり、本委託業務に係る令和5年度の予算成立が4月1日以降となった場合は、入札及び開札を延期する。

令和5年3月24日

大分県立竹田支援学校長 升井 淳二

一 競争入札に付する事項

- | | |
|-----------|--|
| 1 委託業務の種類 | 大分県立竹田支援学校ジャンボタクシー運行業務委託 |
| 2 履行期間 | 令和5年4月10日から令和6年3月22日まで |
| 3 運行期間 | 令和5年4月10日から令和6年3月22日まで
(ただし、対象期間の休業日等を除く) |
| 4 履行場所 | 竹田市大字君ヶ園1170番地 大分県立竹田支援学校 |

二 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- 1 入札参加者は、次の参加資格要件をすべて満たすこと。
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得している者であること。
 - (3) 県内に事業所を設置（予定を含む。）していること。
 - (4) 道路運送法により一般貸切旅客自動車運送事業の許可を得ている事業者。
 - (5) 一般貸切旅客自動車運送事業の実績を有し、確実に業務を遂行できる能力を有していること。
 - (6) 従業員に対して安全運転に関する教育を計画的に実施していること。
 - (7) 送迎委託業務を遂行するための車両を有していること。
 - (8) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

三 契約条項を示す日時及び場所

大分県立竹田支援学校ホームページ上に令和5年3月24日(金)から同年3月31日(金)まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。

四 入札の方法

- (1) 提出場所 大分県立竹田支援学校 会議室
- (2) 提出期限 令和5年4月3日(月)午後2時30分
- (3) 入札金額は、登校と下校を足した目額（税抜き）を記入すること。
- (4) 代理人が入札する場合は、委任状（別添様式）を入札書とともに提出すること。
- (5) 入札書は封筒に入れ、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその商号又は名称）を記入の上、提出すること。
- (6) 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (7) 入札に参加する者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することが困難であると認められたときは、当該入札を延期又は中止することができるものとする。
- (8) 入札行為をする者は入札書（及び委任状）に使用する印鑑を持参すること。

五 入札及び開札の日時及び場所

- 1 入札及び開札の日時 令和5年4月3日(月)午後2時30分
- 2 入札及び開札の場所 大分県立竹田支援学校 会議室

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- 1 入札保証金に関する事項
大分県契約事務規則第20条第3項第2号の規定により、入札保証金の全部を免除する。
- 2 契約保証金に関する事項
大分県契約事務規則第5条第3項第9号の規定により、契約保証金の全部を免除する。

七 無効入札に関する事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、無効入札した者は、再度入札に参加することができない場合がある。

- 1 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- 2 競争に際し、不当に価格をせり上げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
- 3 同一の入札について二以上の入札をした者のした入札
- 4 同一の入札について二以上の入札者の代理人となった者のした入札
- 5 入札金額の訂正に訂正印のない入札

- 6 入札金額、住所、氏名、押印その他入札用件を認定しがたい入札
- 7 入札に際し、不正の行為を行った者による入札
- 8 提出書類に虚偽の記載を行った者の入札
- 9 その他入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札

八 最低制限価格に関する事項
設定しない。

九 落札者の決定の方法

- 1 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする
- 2 開札した場合において、落札者がないときは、地方自治法施行例第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において再度の入札は、直ちにその場で行う。落札者がいないときには随意契約に移行するものとする。
- 3 落札となるべき同価の入札をした者が二以上あるときは、くじによる落札者決定を行う。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に係る職員にくじを引かせるものとする。

十 質問書の受付・回答

この委託契約に関する質問については、質問書（別添様式）により受付の上、質問の内容及び回答を大分県立竹田支援学校のホームページに掲載する。

- (1) 提出先
大分県立竹田支援学校 事務室
- (2) 受付期間
令和5年3月24日(金)午前9時00分から同年3月28日(火)午後4時00分まで
- (3) 受付方法
持参、郵送又はFAXのいずれかの方法により提出すること。なお、FAXによる場合は必ず電話により着信を確認すること。
- (9) 回答日時
令和5年3月30日(木)までに、質問及び回答を大分県立竹田支援学校のホームページに掲載する。

十一 契約に関する事務を担当する部局の名称

大分県立竹田支援学校 事務室
〒878-0023 竹田市大字君ヶ園1170番地
電話 0974-63-0722
FAX 0974-63-1082